

旧鎌倉図書館保存とともに基金

約 款

(名 称)

- 1.この基金の名称は、「旧鎌倉図書館保存とともに基金」とします。

(管 理)

- 2.この基金の管理は、「図書館とともにだち・鎌倉」が行ないます。

(所 在 地)

- 3.この基金を管理する所在地は、「図書館とともにだち・鎌倉」の「会計担当者」の所在地とします。

(目 的)

- 4.この基金は、旧鎌倉図書館の保存のために使うことを目的とします。
旧鎌倉図書館が保存されなかった際には、全額「鎌倉市図書館振興基金」に寄付します。

附則

- (1) この約款は、2015年5月25日から施行します。